

「再任用職員」とは...

地方公務員法に基づき、本格的な高齢化社会に対応し、高齢者の知識、経験を社会的に活用するとともに、年金制度の改正に合わせ、定年以後の生活を雇用と年金の連携により支えるため、平成14年4月から導入された制度です。

対象者は、定年退職者、定年前に退職した者のうち一定の勤続期間を有し、退職後5年以内の者等です。

なお、任用形態は2種類あり、一般職員と同様の勤務形態である「フルタイム勤務職員」と一般職員より短い時間帯を勤務する「短時間勤務職員」とがあります。

第9表 再任用職員の給料表別・級別人員分布

1 フルタイム勤務職員

給料表	級	1	2	3	4	5	6
給料表計	人	人	人	人	人	人	人
給料表計	21		15		1	1	
行政職給料表	2				1	1	
研究職給料表	2		2				
高等学校等教育職給料表	12		12				
小学校および中学校等教育職給料表	1		1				
技能労務職給料表	4						

注 当該人員数が0の級は、空欄とした。

2 短時間勤務職員

給料表	級	1	2	3	4	5	6
給料表計	人	人	人	人	人	人	人
給料表計	14		2	1	2	4	3
行政職給料表	8				1	4	3
研究職給料表	1			1			
医療職給料表(2)	1				1		
福祉職給料表	1		1				
高等学校等教育職給料表	1		1				
技能労務職給料表	2						

注 当該人員数が0の級は、空欄とした。